

各局（本部）長  
中央卸売市場長  
教育委員会教育長  
各行政委員会事務局長  
議会局長  
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長  
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後  
における工事及び設計業務等の対応について

国は、令和 4 年 3 月 21 日をもって全ての都道府県でまん延防止等重点措置を終了することとしました。また、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和 4 年 3 月 18 日付事務連絡）の通知がありました。

これらのことから、改めて受注者に対し「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 25 日版）」<sup>注1</sup>（以下「都のガイドライン」という。）及び国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）」<sup>注2</sup>（以下「国のガイドライン」という。）の周知を図るとともに、引き続き、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 まん延防止等重点措置の終了後の対応

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」<sup>注3</sup>（令和 2 年 5 月 25 日付 2 財建技第 56 号）の 1 及び都のガイドラインによることとする。

2 工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底

まん延防止等重点措置の前後を問わず、各工事等においては、改めて、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意などを行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じる等「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の

対応について」<sup>注4</sup>（令和2年4月8日付2財建技第15号）の2に基づき、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。また、受発注者双方において都及び国のガイドラインを踏まえつつ、各工事等の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めることとする。

注1) 東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン  
（令和2年6月25日版）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_27.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_27.pdf)

注2) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン  
（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_40.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_40.pdf)

注3) 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和2年5月25日付2財建技第56号）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_22.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_22.pdf)

注4) 「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和2年4月8日付2財建技第15号）

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19\\_16.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/covid-19/covid-19/covid-19_16.pdf)

担 当

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当（内 27-641）  
土木技術担当（内 27-646）

事務連絡  
令和4年3月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年3月4日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年3月4日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和4年3月17日に、同年3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進め、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることとされたところです。

また、基本的対処方針では、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することが感染拡大の防止の基本であるとされており、さらに、都道府県から事業者に対し、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意などの感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う「三つの密」の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しくお願い

します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。